

# 公 告 第 346 号

平成 22 年 7 月 20 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

## 組合規約の一部変更について

平成 22 年 7 月 14 日開催の第 61 回組合会において、組合規約の一部変更について承認されました。

この変更は、過年度の国庫補助金超過交付に対する返還支出をするため、「雑支出」を予備費の費途科目に加えたもので、健康保険法施行令第 3 条の 2 の規定により公告いたします。

### 記

【現行】	【変更後】
<p>(予備費の費途)</p> <p>第25条 予備費の充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 事務所費</li><li>(2) 組合会費</li><li>(3) 保険給付費</li><li>(4) 納付金</li><li>(5) 保健事業費</li><li>(6) 還付金</li><li>(7) 財政調整事業拠出金</li><li>(8) 積立金</li><li>(9) 連合会費</li></ul>	<p>(予備費の費途)</p> <p>第26条 予備費の充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 事務所費</li><li>(2) 組合会費</li><li>(3) 保険給付費</li><li>(4) 納付金</li><li>(5) 保健事業費</li><li>(6) 還付金</li><li>(7) 財政調整事業拠出金</li><li>(8) 積立金</li><li>(9) 連合会費</li><li>(10) 雑支出</li></ul> <p>付則</p> <p>この規約変更は平成 22 年 8 月 1 日より適用する。</p>